

安全衛生経費の確保について

建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会について

設置趣旨

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」(平成28年法律第111号)に基づく基本計画に記載された施策※を検討するため設置。

※安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策



平成30年6月7日
第1回検討会

構成員

(平成30年6月7日現在)

◎学識経験者

○:座長

大幢 勝利 独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際センター長
○ 蟹澤 宏剛 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授
城戸 尚治 城戸産業医事務所 代表

◎関係団体

本山 謙治 建設業労働災害防止協会 技術管理部長
細谷 浩昭 建設労務安全研究会 副理事長
鉄建建設(株)東京支店 安全品質環境部長
田久 悟 全国建設労働組合総連合 労働対策部長
橋本 晃秀 日本建設産業職員労働組合協議会政策企画局 局次長
藤井 覚 (一社)日本建設業連合会安全委員会 安全対策部会専門委員
清水建設(株)土木東京支店生産計画部 積算第2グループ長
佐々木 洋幸 (一社)全国建設業協会 労働委員会委員
(株)竹中工務店 安全環境本部長
山谷 朋彦 (一社)全国中小建設業協会 参与
(株)ヤマヤ土建 代表取締役
岸田 敏弘 (株)岸田組 代表取締役
関根 健太郎 関根建設(株) 取締役部長
矢野 進一 全国仮設安全事業協同組合 常務理事
小岸 昭義 (株)OGISHI 代表取締役

検討内容

○安全衛生経費の定義付け

・労働安全衛生法令に義務づけられている項目、ガイドライン等に記載されている項目の取扱い
(法令に義務づけられている項目に限定すべきか) 等

○下請まで確実に支払われるような実効性のある施策

・安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用 等

○民間発注者等の理解を得るための方策

・安全衛生経費の目安額を提示する方法 等

スケジュール

平成30年6月7日

第1回検討会

・検討会の設置
・検討にあたっての論点

夏頃

第2回検討会

・安全衛生経費の定義付け(案)
・安全衛生経費の実態調査方法

<以後数回開催>

平成31年〇月(未定)

とりまとめ

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対応等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

<目的、基本理念>

目的、基本理念

<目的>（第1条関係）

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

<基本理念>（第3条関係）

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

<国等の責務、法制上の措置等>

国等の責務、法制上の措置等

<国等の責務>（第4条から第6条まで関係）

- 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
- 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
- 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる

<法制上の措置等>（第7条関係）

- 政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない

<基本計画等、基本的施策>

基本計画等

（第8条・第9条関係）

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

基本的施策

（第10条から第14条まで関係）

①建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進 ②責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進） ③建設工事の現場における措置の統一的な実施（労災保険関係の状況の把握の促進等） ④建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進 ⑤建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進 ⑥建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

<推進会議の設置>

建設工事従事者安全健康確保推進会議

（第15条関係）

関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、「建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び専門的知識を有する者によって構成する「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設ける

施行：平成29年3月16日

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9日閣議決定）

はじめに 現状と課題

- ・建設工事の現場での災害により、年間約400名もの尊い命がなくなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。
- ・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- ・建設工事従事者の高齢化が進行している中、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
 - (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
 - ・安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。
 - (2) 安全及び健康に配慮した工期の設定
 - ・休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
 - ・施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。
2. 責任体制の明確化
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
 - (1) 建設業者間の連携の促進

- (2) 一人親方等の安全及び健康の確保
 - ・一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。
 - ・一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。
- (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底
 - ・一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。
4. 建設工事の現場の安全性の点検等
 - (1) 建設業者等による自主的な取組の促進
 - (2) 工法や資機材等の開発普及の促進
 - ・i-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。
5. 安全及び健康に関する意識の啓発
 - (1) 安全衛生教育の促進
 - (2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
 - (1) 社会保険等の加入の徹底
 - ・法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。
 - (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進
 - (3) 「働き方改革」の推進
 - ・適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
 - (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等
 - ・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。
 - ・労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。
 - (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化
3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組
4. 基本計画の推進体制
 - (1) 関係者における連携、協力体制の強化
 - (2) 調査・研究の充実
5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し
 - ・策定後2～3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。